

営利事業税務手引き

台湾境内の会社（以下「本国会社」という。）は、その全世界所得について所得税を課されます。これに対し、非本国会社は、台湾に設立した支店または代理機構を通じて得た台湾源泉所得についてのみ所得税を課されます。

課税管轄権

営利事業所得税を課すべきか否かの判断基準は以下のとおりです。本国会社はその全世界所得について所得税が課されます。会社の本店（本社機能）が台湾境内に設置されている場合は、本国会社とみなされます。これに対し、非本国会社は、台湾に設立した支店または代理機構を通じて得た台湾源泉所得についてのみ、営利事業所得税が課されます。

営利事業の主要な課税項目

【所得税】

2019 年 1 月 1 日以降、営利事業所得税の税率は 20% に固定されています。これ以前、すなわち 2010 年 1 月 1 日から適用されていた税率は 17% でした。

【ミニмумタックス税制】（AMT）

ミニмумタックス税制は 2006 年に施行され、計算方式は以下のとおりです。

$(\text{ミニмумタックス税制の対象となる基本所得額} - \text{控除額}) \times \text{税率} = \text{納付すべき基本税額。}$

	AMT 税率	控除額
営利事業者	12%	60 万元
個人	20%	750 万元

営利事業に適用されるミニмумタックス税制（AMT）の基本所得額の計算方式は以下のとおりです。

$(\text{課税所得}) + (\text{租税優遇により免税と認められた所得}) + (\text{証券および先物取引のキャピタルゲイン}) + (\text{金融機関の海外支店利益}) = \text{ミニмумタックス税制 (AMT) の対象となる基本所得額。}$

営利事業が計算の結果、基本所得額がマイナスとなる場合、その損失は発生年度から 5 年間繰り越して、将来の年度の申告時に控除に用いることができます。

法律上、営利事業所得税の課税対象となる組織形態

営利事業所得税の納付が必要となる主な事業形態は次のとおりです。

- 有限会社
- 株式会社
- 外国会社の台湾支店
- 閉鎖型会社
- 有限責任事業組合
- B2C 電子商取引に従事し、台湾に源泉所得を有する事業者

本国会社の課税所得

【課税の基礎】

法令で明確に免税と規定されていない限り、すべての種類の所得は台湾で課税対象となります。一般的に、

会社の営業過程で生じた通常の事業費用は総収入から控除して課税所得を算定できます。ただし、関連規定に従う必要があり、一部の費用は控除が制限される場合があります。帳簿や証憑が適切に保存されていない場合、税務当局は財政部が定める同業利益標準に基づいて課税を決定します。

【配当】

本国会社が国内会社から受け取る配当は、所得税が免除されます。海外会社から受け取る配当は課税対象となりますが、すでに納付した外国の源泉徴収税額を控除できます。ただし、控除額は当該会社の有効税率を上限とします。

【減価償却】

減価償却は、政府が定める資産区分および耐用年数に従い、通常は定額法で計算します。その他の償却方法を採用する場合は、事前に税務当局の承認を得る必要があります。賃借改善物は賃貸期間に応じて定額法で償却します。不動産や工場、設備などの資産は、再評価規定に従い評価替えを行ったうえで、再評価後のコストに基づき減価償却を計上できます。未償却分を当年度に計上しきれなかった場合、翌年度に繰り越して控除することはできません。

【資本利得（キャピタルゲイン）】

株式取引による純キャピタルゲインは所得税が免除されます。ただし、ミニマムタックス税制（AMT）の計算には算入しなければなりません。

不動産の処分によるキャピタルゲインは、所定の計算式に基づいて課税されます。詳細は下記の「新制度 房地合一税」をご参照ください。

固定資産（不動産を除く）の処分益は、その処分年度に課税されます。損失が生じた場合は、その年度に損失として控除できます。

なお、証券取引には証券取引税が課されます。税率は約定金額総額の 0.3% で、売り手が納付しなければなりません。

【過小資本税制】

営利事業が関係者に対して負担する負債から生じた利息支払は、負債と株主持分の比率が 3 対 1 を超えない範囲で損金（税前費用）に算入できます。超過部分は損金に算入できません。

欠損金の繰越し

会社に営業損失がある場合、「青色申告書（藍色申告書）」（詳細は下記「申告」を参照）を使用するか、公認会計士の証明を受けたときは、その損失を当年度から 10 課税年度にわたり繰り越して控除できます。なお、損失の繰戻しは認められていません。

【親会社からの費用請求】

会社と海外の関係会社（例えば親会社）との費用請求は、税務当局が慎重に審査します。請求が公正な取引価格を超える場合、税務当局は一般商慣行に基づき金額を調整します。

親会社の子会社に対して費用を請求する場合、20%の源泉徴収を行う必要があります。ただし、海外の本社が台湾支店に費用を請求する場合で、その請求が所定の算式に基づいて計算され、公認会計士の監査証明を受けている場合は、源泉徴収を免除できます。

【海外所得課税】

本国会社が海外支店で得た所得は、本国会社の課税所得に合算して課税されます。海外子会社の所得は、子会社が実際に配当を宣言して支払う時点で、その配当額を台湾の親会社の課税所得に算入して課税されます。

また、本国会社の海外所得に対して外国政府が課した税額は、台湾での納付税額から控除できます。ただし、控除額は海外所得に対応する台湾での納付税額を上限とします。

非本国会社の課税

【台湾に支店または代理機構を有する者】

非本国会社が台湾の支店または代理機構を通じて台湾で営業する場合、その台湾で発生した営業収入には一般税率で所得税が課されます。

非本国会社が台湾に支店を設けている場合でも、本社が台湾の顧客に直接商品を販売して得た収入は、台湾支店の売上とはみなされず、当該取引により得た手数料のみが台湾支店の収入とされます。

ただし、非本国会社が台湾支店を通じて台湾の顧客にサービスを提供する場合、本社がこれにより得たすべての収入は台湾支店の営業収入とみなされ、全額が課税されます。

連絡処または事務所は、一般的に営利業務を行うことができないため、営利事業所得税の課税対象にはなりません。

非本国会社が特定のサービス（技術サービス、設備の賃貸、建設または運輸）に従事する場合、事前または事後に財政部賦税署へ申請して承認を受けることで、台湾において得た総収入の10%または15%を課税所得として認定することができます。

【非居住者の投資源泉所得の税負】

非居住者が得る配当、利子、ロイヤルティおよびその他の源泉地で源泉徴収すべき所得（例：技術サービス料）は、台湾の支店またはその他の恒久的施設に関連する場合を除き、源泉徴収課税の対象となります。

清算について

【清算所得の課税規定】

会社の清算期間中に発生した所得は所得税の課税対象であり、清算期間について申告を行わなければなりません。

株主に分配される清算財産は次の二部分に区分される。

- 払込資本の返還：免税。
- 資本額を超える部分：配当所得とみなされ、株主に対して課税されます。

清算時に棚卸資産または固定資産を株主に分配する場合は、公正市場価格で評価し、営業税（詳細は下記「その他重要税目」を参照）が課されます。

非居住者株主への課税

非居住者株主が得る清算配当には、21%の源泉徴収税が課されます。非居住者株主が台湾と租税協定を締結している国の居住者である場合、当該協定に基づき税率の軽減が可能です。

会社組織の再編

【合併】

二つの会社が合併し、その合併が会社の業務合理化に資するとともに独占を生じさせず、経済部の承認を受けた場合には、税務上の優遇が適用されます。

関連法規に基づく合併の税務優遇には以下が含まれます。

- 会社再編に起因する印紙税および契税の免税。
- 土地が新組織に移転されることにより生じる土地増値税の課税の繰延べ。
- 合併前の会社の損失は、所定の算式に従い移転し、合併後の会社が繰り越しを継続できる。
- 合併前の会社が享受していた租税優遇は、特定の条件を満たす場合、合併後の会社が承継し継続して利用できる。

【その他の再編方式】

有限公司（有限会社）が股份有限公司（株式会社）に改組する場合、実体の変更を伴わないため課税は発生しません。改組前の会社の損失も、改組後の新会社において繰り越して利用することができます。

法人および個人株主の課税

【非居住者の投資源泉所得課税】

非居住株主が国内会社の現金配当の公告に基づき受領する配当に対する所得税は、当該会社が租税優遇を享受しているか否かにかかわらず、固定の源泉徴収税率21%で計算されます。

一般に、非居住者に支払われるロイヤルティ、利子その他台湾で生じた所得には、20%の源泉徴収税率が適用されます。非居住者株主が台湾と租税協定を締結している国の居住者である場合、当該協定に基づき税率の軽減が可能です。

【外国会社に対する本国株主の課税】

本国会社が外国源泉の所得を得た場合、一般の所得税制度に従って課税されます。ただし、外国税額控除の仕組みにより、二重課税を回避できます。

税務申告

【課税期間および申告規定】

課税期間は暦年制を採用しています。他の課税期間の使用を希望する場合は、事前に税務当局の承認を得て、承認された期間に従って利益を関連課税年度に配分します。

会社は課税年度終了後 5 か月以内に、毎年「青色申告書」または一般の所得税申告書を提出しなければなりません。青色申告書は、内部統制制度について税務当局の承認を得た企業に適用され、欠損金の 10 年間繰越しや交際費の控除限度などの優遇を受けることができます。

特定の会社類型、例えば銀行、保険会社、上場会社および年商が新台幣ドル（以下同じ）1 億円を超える者は、独立の公認会計士による税務証明を受けなければなりません。

【営利事業所得税の中間納付申告】

営利事業は、会計年度第 9 か月の終了前に、年度中間の所得税の中間納付申告を完了しなければなりません。

- 一般中間納付：前年度の確定申告における納付税額の 2 分の 1 を当年度の中間納付税額とする。
- 試算中間納付：所定要件を満たす者は、公認会計士に監査証明を委任し、当年度前 6 か月の営業収入総額に基づき、上半期の営利事業所得額を試算し、当年度税率により中間納付税額を計算できます。

【追徴税額】

営利事業所得税は、通常は過去 5 年以内のものまでさかのぼって追徴（追加で課税）されます。

ただし、納税者に詐欺や申告義務違反があった場合には、さかのぼれる期間が 7 年に延長されます。

この期間の起算点は「納税義務が発生した日」で、一般的には「申告を終えた日」または「申告を終えるべき日」となります。

投資奨励

【主な奨励】

投資奨励は「租税優遇」と「非租税優遇」の二つに大別されます。多くの租税優遇は、『産業革新条例』『中小企業発展条例』『バイオ医薬産業発展条例』などの関連法規に基づいて実施されています。一般的な租税優遇には、研究開発費の税額控除、未分配利益による承認された再投資に対する税額控除、専有技術による株式取得に関する特別繰延課税規定、国内での新規雇用や従業員の賃上げに伴う特別控除などがあります。

このうち、研究開発費の税額控除については、企業は最高 15%の研究開発費を当年度の納付税額から控除する方法を選択できます。ただし、控除額は当年度の納付税額の 30%を上限とし、翌年度以降への繰越はできません。

一方で、最高 10%の研究開発費を当年度の法人所得税から控除する方法を選ぶことも可能です。この場合、30%の上限に達して全額を控除できないときは、未控除分を翌年度以降 2 年間にわたって繰り越して使用することができます。

租税優遇以外では、発展途上の企業が台湾で円滑に事業を確立できるよう、経営コストの削減を通じて支援することを目的としています。この種の優遇措置には、産業技術計画、工業区における土地賃料の優遇、政府出資、低利融資などが含まれます。

その他の重要税目

台湾には社会保険税は存在ませんが、なおいくつかの潜在的な課税があり、以下のとおり説明します。

【付加価値営業税】（VAT）

台湾では、国内で提供される物品・役務および輸入物品に対して 5%の付加価値税（付加価値型営業税、以下「営業税」といいます）を課しています。営業税の課税判断の鍵は、対価を伴う財産所有権の移転があるかどうかです。この対価は金銭による取引に限られず、財産所有権の移転が生じれば営業税が課されます。営業税の課税対象となる納税義務者には次の者が含まれます。

- 物品または役務を提供する営業者
- 輸入物品の受託者または保有者
- 台湾に固定の営業場所を有しない国外の企業・組織・機構または団体が提供する役務を受ける者

ただし以下の状況の場合は営業税を課しません：

- 専門家（弁護士、公認会計士、医師等）による専門サービス
- 個人が雇用に基づき提供する役務（すなわち被用労働者が提供するサービス）

【営業税の免税項目】

1. ゼロ税率：輸出物品・役務、および輸出関連業務や国際運輸に供する物品については、免税のうえで仕入税額控除が認められます。
2. 控除不可の免税：一部の項目は営業税が免税となるが、それ以前に支払った進項税額（仕入税額）の控除は認められません。この種の免税項目は全 31 類で、『加値型および非加値型営業税法』第 8 条に規定されています。

【土地税】

1. 地価税：年 1 回賦課され、納税義務者が申告する土地申告地価に基づき計算されるが、政府公告地価の 80%未満としてはなりません。地価税は 6 段階の累進税率で賦課され、税率の範囲は千分の 10～千分の 55 です。
2. 土地増値税：土地所有権の移転時には、土地の増価部分に対して土地増値税が賦課されます。土地増値税は累進税率で、税率は 20%～

40%です。特定の条件を満たす場合、納税義務者は既納の土地増値税の還付を申請できます。

【不動産譲渡益課税の新制度】

一、個人および営利事業が 2016 年 1 月 1 日以後に以下の住宅・土地の取引を行う場合、房地合一税 1.0 による課税が適用されます：

1. 2016 年 1 月 1 日以降に取得した住宅（「農業発展条例」に基づき建築を申請した農舎を除く）、住宅およびその敷地、または法により建築許可の発給が可能な土地。
2. 2014 年 1 月 2 日以後に取得した住宅（『農業発展条例』に基づき建築を申請した農舎を除く）、住宅およびその敷地、または法により建築許可の発給が可能な土地で、当該住宅・土地の保有期間が 2 年以内のもの。

二、個人および営利事業が 2021 年 7 月 1 日以後に以下の対象資産を取引する場合、住宅・土地の取引とみなし、房地合一税 2.0 の課税が適用されます：

1. 2016 年 1 月 1 日以後に取得した、地上権設定方式による住宅使用権。
2. 2016 年 1 月 1 日以後に取得した予約販売住宅およびその敷地。
3. 営利事業が、直接または間接に持分（または出資額）の過半を保有する国内外の営利事業の株式（または出資額）を取引し、かつ当該営利事業の株式（または出資額）価値の 50%以上が中華民国境内の不動産によって構成されている場合（以下「一定の条件を満たす株式または出資額」という。）。ただし、当該株式が上場・店頭公開・プレ IPO 登録会社の株式である場合は適用しません。

4. 【『所得税法』第 4 条の 4 項を参照】

• 適用期間をまとめると下表のとおりです。

2016 年 1 月 1 日 以前の取得 対象資産	2016 年 1 月 1 日～2021 年 7 月 1 日 取得した対象資産	2021 年 7 月 1 日 以後の取得 対象資産
一律旧制度 適用 (住宅は課 税、土地は非 課税)	2021 年 7 月 1 日 以前の売却： 房地合一税 1.0 2021 年 7 月 1 日 以後の売却： 房地合一税 2.0	一律適用 房地合一税 2.0

• 適用税率は下表のとおりです。

適用対象		適用税率	保有期間	
			房地合一 税 1.0	房地合一 税 2.0
個人	境内	45%	1 年以内	2 年以内
		35%	1 年以上 2 年未満	2 年以上 5 年未満
		20%	2 年以上 10 年未満	5 年以上 10 年未満
		15%	10 年以上	10 年以上
	境外	45%	1 年以内	2 年以内
		35%	1 年以上	2 年以上
営利 事業	境内	45%	N/A	2 年以内
		35%		2 年以上 5 年未満
		20%	未区分保 有期間	5 年以上
	境外	45%	1 年以内	2 年以内
		35%	1 年以上	2 年以上

【房屋税（家屋税）】

営業用建築物には毎年家屋税が課され、税率は 3%～5%の範囲です。

【特種物品および労務税】

台湾は 2011 年 5 月より特種物品および労務税（いわゆる贅沢税）を実施しており、以下の項目に適用されます。

- 販売価格または課税価格が 300 万元以上の小型自動車、自家用の飛行機、ヘリコプターおよび超軽量動力機；船体全長 30.48 メートルに達する各船舶。
- 販売価格または課税価格が 50 万元以上の家具およびべっ甲、タイマイ、サンゴ、象牙、毛皮およびその製品（ただし、野生動物保育関連法規で規定される保育類野生動物およびその製品に属さないものを除く）。

贅沢税の固定税率は 10%です。

【物品税（貨物税）】

物品税（多くの国で消費税と称される）は、一部の物品の製造段階で課される税です。物品税は 8 大類の物品に適用され、タバコ・酒類、ゴムタイヤ、セメントおよび代用セメント、飲料品、板ガラス、油・ガス類、電器類、車両類が含まれます。

税率は各物品の種類により異なります。例として

- 板ガラスの税率は 10%。
- 飲料の種類により税率は 8%または 15%。
- 電器の種類により税率は 10%～20%。
- 一部の車両の税率は 15%～30%。

【契税（建物取得に掛かる税制）】

家屋の所有権が移転する際には、2%～6%の契税が課されます。家屋の移転には、一般的な家屋売買、贈与、占有、交換、質権設定、分割等の移転行為が含まれる。土地の移転については、すでに土地増値税が賦課されるため、別途契税は課されません。

【その他の税目】

- 印紙税。
- 証券取引税。
- 相続税および贈与税。

租税協定および源泉税率

本稿で説明する税務規定は、台湾政府が特定の国と締結している租税協定（DTA）により調整されることがあります。

台湾と租税協定を締結している国

国名	締結日	発効日
シンガポール	1981/12/30	1982/01/01
インドネシア	1995/03/01	1996/01/12
南アフリカ	1994/02/14	1996/09/12
オーストラリア	1996/05/29	1996/10/11
ニュージーランド	1996/11/11	1997/12/05
ベトナム	1998/04/06	1998/05/06
ガンビア	1998/07/22	1998/11/04
エスワティニ	1998/09/07	1999/02/09
マレーシア	1996/07/23	1999/02/26
北マケドニア	1999/06/09	1999/06/09
オランダ	2001/02/27	2001/05/16
イギリス	2002/04/08	2002/12/23
セネガル	2000/01/20	2004/09/10
スウェーデン	2001/06/08	2004/11/24
ベルギー	2004/10/13	2005/12/14
デンマーク	2005/08/30	2005/12/23
イスラエル	2009/12/18	2009/12/24
パラグアイ	1994/04/28	2010/06/03
ハンガリー	2010/04/19	2010/12/29
フランス	2010/12/14	2011/01/01
インド*	2011/07/12	2011/08/12
スロバキア	2011/08/10	2011/09/24
スイス	2007/10/08	2011/12/13
ドイツ	2011/12/19	2012/11/07
タイ	1999/07/09	2012/12/19
キリバス	2014/05/13	2014/06/23
ルクセンブルク	2011/12/19	2014/07/25
オーストリア	2014/07/12	2014/12/10
イタリア	2015/06/01	2015/12/31
日本	2015/11/26	2016/06/13
カナダ	2016/01/13	2016/12/19
ポーランド	2016/10/21	2016/12/30
チェコ	2017/12/12	2020/05/12
サウジアラビア	2020/12/02	2021/11/01
韓国	2022/12/17	2023/12/27

預扣税率表 - 租税協定国

国名	配当	利子	ロイヤルティ ー
非租税協定国	21	15, 20	20
オーストラリア	10, 15	10	12.5
オーストリア	10	10	10
ベルギー	10	10	10
カナダ	10, 15	10	10
チェコ	10	10	5, 10
デンマーク	10	10	10
フランス	10	10	10
ガンビア	10	10	10
ドイツ	10, 15	10, 15	10
ハンガリー	10	10	10
インド	12.5	10	10
インドネシア	10	10	10
イスラエル	10	7, 10	10
イタリア	10	10	10
日本	10	10	10
キリバス	10	10	10
韓国	10	10	10
ルクセンブルク	10, 15	10, 15	10
北マケドニア	10	10	10
マレーシア	12.5	10	10
ニュージーランド	15	10	10
オランダ	20	10	10
パラグアイ	5	10	10
ポーランド	10	10	3, 10
サウジアラビア	12.5	10	4, 10
セネガル	10	15	12.5
シンガポール	40	N/A	15
スロバキア	10	10	5, 10
南アフリカ	5, 15	10	10
エスワティニ	10	10	10
スウェーデン	10	10	10
スイス	10, 15	10	10
タイ	5, 10	10, 15	10
イギリス	10, 15	10	10
ベトナム	15	10	15

所得税および源泉税の総額は、企業が配当の公告を行った課税所得の 40%を超えてはなりません。

わが国が非居住者に支払う配当、利子およびロイヤリティに対する源泉税率の範囲は 15%～21%です。しかし、場合によっては、適用される租税協定に基づき、その税率を 5%～15%に引き下げることができます。

租税協定による低い源泉税率の適用を受けるには、外国会社は台湾の支払者に居住者証明書の写しを提供する必要があります。

法人所得税の計算

以下に法人所得税の試算例を示し、納付税額の計算方法を説明します。

新台幣ドル		
税引前帳簿純利益		10,800,000
加：	損金不算入の費用	1,700,000
減：	国内会社配当収入全額免税	(700,000)
当期課税所得		11,800,000
減：	控除可能な前期繰越損失	(1,000,000)
課税所得		10,800,000
20%税率による所得税 (10,800,000 × 20%)		2,160,000
前納または源泉徴収税額		(900,000)
納付税額		1,260,000

最低税負担制度

ミニマムタックス税制（AMT）は次の算式で計算：
(基本所得額 – 控除額) × 最低税負担制度税率
= 基本税額

- ミニマムタックス税制税率および適用控除額は下表のとおりです。:

	AMT 税率	控除額
法人事業	12%	600,000

以下の試算例は会社の納付税額の計算方法を説明します。

ある企業の年度の営業結果が次のとおりと仮定した場合となります。

帳簿利益	10,000,000
前年度繰越損失	2,000,000
免税所得	6,000,000
証券取引キャピタルゲイン	2,000,000
課税所得	0

- 会社の一般所得税の納付税額 = 0 × 20% = 0
ミニマムタックス税制の計算は次のとおりです。
(0+6,000,000+2,000,000–600,000) * 12%
= 888,000

本例ではミニマムタックス税制による金額が一般の所得税額を上回るため、当該営利事業は一般の法人所得税ではなく、ミニマムタックス税制に基づいて納税する必要があります。したがって、納付税額は 888,000 元となります。

結論

会社の権益を守るためには、営利事業に関する税務規定を十分に理解し、各税目の申告および納付期限を確実に守ることが重要です。

営利事業税務についてご不明な点がございましたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。誠心誠意サポートさせていただきます。

連絡先情報



羅裕傑 所長

Jay Lo

Managing Partner

T +886 2 2789-0887 ext 1314

E jay.lo@tw.gt.com



横山 憲夫

Japan Desk 代表

日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 ext 1355

E norio.yokoyama@tw.gt.com

www.grantthornton.tw